

令和元年

上尾市教育委員会 10月定例会
議案資料

目 次

「議案第51号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を
改正する訓令の制定について」

関係資料 ----- 1

○上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

平成22年上尾市教育委員会訓令第1号

別表第2 (第10条—第12条関係)

個別決裁事項・専決事項
 教育総務部教育総務課 略
 教育総務部生涯学習課 略

教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	(1) 上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をすとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(2) 上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除すとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(3) 上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定すとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(4) 上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。				○
	(5) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(6) (5) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(7) (6) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(8) (7) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 略				
	(2) 略				
	(3) 略				
	(4) 略				
	(5) 略				
	(6) 略				
	(7) 略				
3 スポーツに関する事項	(1) 略				
	(2) 略				
	(3) 略				

学校教育部学務課 略
 学校教育部指導課 略
 学校教育部学校保健課 略
 備考 略